

東北電力は、原子力災害対策指針に基づき、以下のとおり敷地内においてモニタリングを実施。

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(8局)で、発電所敷地境界付近の放射線量を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源の強化や通信回線の強化(予定)を実施
 - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(12台)
- 可搬型モニタリングポスト
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポストを設置して、モニタリングポストとあわせて原子炉格納施設周辺の放射線量を測定
- モニタリングカーおよびサーベイメータ等を搭載する車両
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置やサーベイメータ等を搭載するモニタリングカー等(2台)を配備



モニタリングポスト【8局】



可搬型モニタリングポスト【12台】



モニタリングカー【1台】



サーベイメータ等を搭載する車両【1台】



(サーベイメータ)

(可搬型ダストサンプラ)

車両に搭載するサーベイメータ等の例

9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定剤素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

- 青森県及び東通村では、PAZ内住民を対象に安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民説明会を開催し、同時に事前配布を実施。平成29年7月8日現在、1,816人に配布済み。【P】
- 今後も継続して説明会を開催し、転入者等への配布や薬剤の更新等を実施。

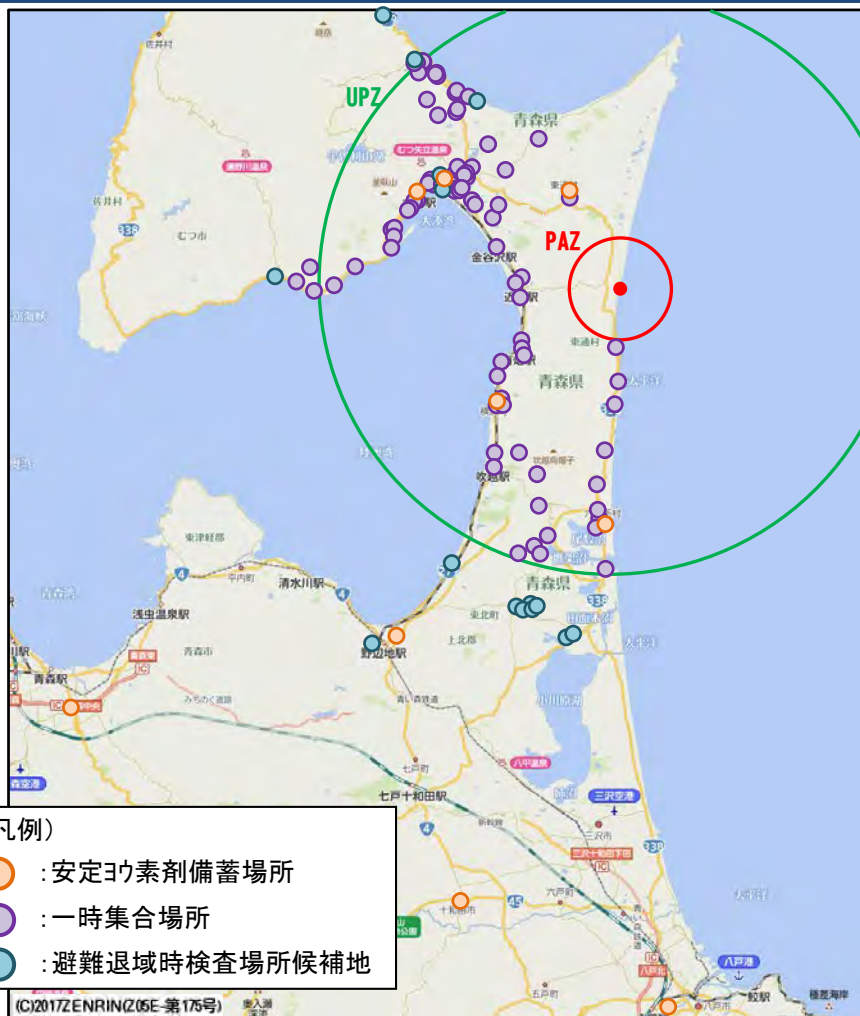


地区名	対象住民数	配布者数
おだのさわ 小田野沢地区	811人	535人
おいっぺ 老部地区	809人	536人
しらぬか 白糠地区	1,137人	745人
合計	2,757人	1,816人

＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞

青森県及び東通村により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明。

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、青森県は計11箇所の施設に合計約424,000丸の丸剤、約1,500gの粉末剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤380包を備蓄。【P】
- 緊急配布が必要となった場合には、備蓄場所より各市町村が指定する一時集合場所等（計89箇所）及び避難退域時検査場所（候補地計16箇所）に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。【P】



(凡例)

- : 安定ヨウ素剤備蓄場所
- : 一時集合場所
- : 避難退域時検査場所候補地

安定ヨウ素剤備蓄場所

青森県: 11箇所

県及び市町村職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

各市町村が指定する一時集合場所等で緊急配布※1
(計89箇所)

ひがしどおりむら 東通村: 7箇所	むつ市: 56箇所
よこはままち 横浜町: 12箇所	ろっかしょむら 六ヶ所村: 13箇所
のへじまち 野辺地町: 1箇所	

避難退域時検査場所で緊急配布※2
(候補地計16箇所)

むつ市: 6箇所	ろっかしょむら 六ヶ所村: 8箇所
のへじまち 野辺地町: 2箇所	

※1: 一時集合場所で緊急配布する4市町村の住民は、避難退域時検査場所(候補地計16箇所)でも緊急配布を受けられる
なお、野辺地町は町内の避難所で配布

※2: 避難退域時検査場所での配布については、候補地のうち発災時に青森県が指定する箇所において配布